

請願第1号

「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する意見書を国に提出することを求める請願書

(請願の趣旨)

我が国では腎疾患（腎臓病）患者は1,300万人を超えと言われていています。腎臓病は「沈黙の病」ともいわれ、早期発見が大変難しい病気であり、いったん発症すると、長期にわたり根気強い治療が必要となります。また、腎臓病は重症化しやすく、末期腎不全まで至ると生命を維持するために人工透析治療を続けるか、腎臓移植をするしか方法はありません。

そのような腎臓病患者を一人でも少なくし、国民が健康な毎日を送るためには、腎臓病を発症してからの対策、医療ではなく、発症を予防するための施策が重要です。また、腎臓病を発症したとしても、医療と施策によりその重症化をとどめることが必要です。

近年、糖尿病の合併症として腎不全を発症する患者が増加していますが、腎臓病はもちろん、糖尿病も決して生活習慣だけから発症する病気ではありません。発症の原因を、患者個人の責任にするだけでは腎臓病患者はなくなりません。広く国民的課題として、国を挙げた取り組みが必要です。

また、腎臓病患者の高齢化が著しく、通院をはじめ療養生活に課題が山積しています。これは高齢化社会であるわが国において、すべての高齢者にも共通する問題です。患者がより良い生活を送れる社会の実現は、国民が安心して充実した毎日を送れる社会の実現にもつながります。

全国腎臓病協議会では、腎疾患分野における保健・医療・福祉の一体的な対策である「腎疾患総合対策」が早期に確立されることを願って、日々の活動に取り組んでいます。その結果、慢性腎臓病（CKD）の重症化を防ぐための施策をはじめ腎疾患対策の予算化などが実現しています。しかし、十分かつ有効な「腎疾患総合対策」が実現しているとはまだまだ言えません。「腎疾患総合対策」が確立し、国民が腎疾患から守られる日が早く達成されるように強く要望します。

以上の趣旨から、貴市議会に以下の請願事項について、地方自治法第99条の規定に基づき政府に意見書を提出して頂きますよう請願いたします。

記

(請願事項)

- 1 腎臓病の早期発見と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めて頂くこと。
- 2 腎臓病患者が必要な介護支援を受けられる介護保険制度になるよう検討して頂くこと。
- 3 透析患者で通院困難な患者の通院を保障する体制と必要な時に入所・入居できる施設を公的に整備するように努めて頂くこと。
- 4 広域で大災害が発生しても人工透析治療を受けることが出来るよう、国、地方自治体が連携した災害対策への取り組みに努めて頂くこと。
- 5 腎移植の推進及び再生医療の研究が進むように努めて頂くこと。

平成30年2月5日

紹介議員

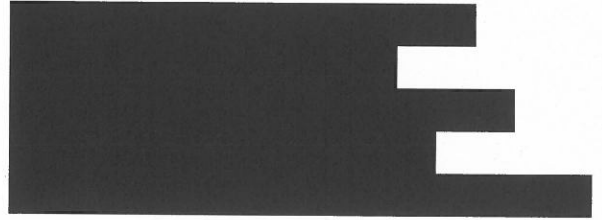
乾 紳一郎

徳増 記代子

植田 和子

阿部 治正

請願者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第1号

住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて
受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書

(陳情趣旨)

スモークフリーキャラバンの会は、喫煙の健康障害を広く啓発し、国民を受動喫煙の被害から守るために受動喫煙防止条例(屋内全面禁煙)の制定を求めて活動している団体です。

2015年までに全国46都道府県(神奈川県を除く)を訪問し、一昨年から東京都下54自治体(島嶼部を除く)を訪問し、当該の知事・首長・議長等条例の早期制定を訴えてきました。今般、千葉県民の健康を守る為に、千葉県下54市町村の首長・議長に表記の要望・陳情を行うことにいたしました。

喫煙の健康障害については既に医学的にも立証され、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから社会的対策が強く求められています。

しかし、2017年に厚生労働省が作成した健康増進法改正案(いわゆる受動喫煙防止法)の原案に多くの国民が賛成しているにもかかわらず、昨年の通常国会での法案提出は見送られ、法案の制定は足踏み状態にあります。受動喫煙防止施策は国や県だけの専決事項ではなく基礎自治体としての責任も重大です。当該地域住民(特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者や、自ら受動喫煙から身を守る事の出来ない子供)の健康を守る為に、条例にて明確に受動喫煙を防止することが必要です。

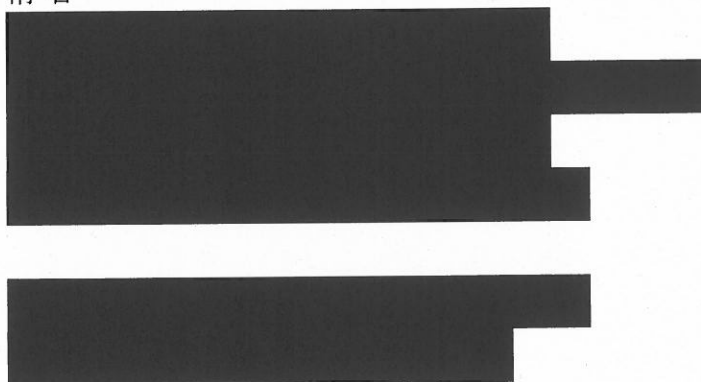
また、千葉県内ではオリンピック・パラリンピックに際し計8競技の開催が決まっています。オリンピックについては、国際オリンピック委員会(IOC)が1988年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降会場の内外が禁煙化されました。さらに、2010年にはIOCと世界保健機関(WHO)とで「たばこのないオリンピック」の合意がなされ、以来、競技会場だけでなく、開催国(開催都市)では飲食店を含む屋内施設を全面禁煙とする法律や条例が整備されてきました。千葉県においても受動喫煙防止条例が制定される必要があります。そのためにも、まず、貴自治体として地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定を求め、下記事項を陳情いたします。

(陳情事項)

- 1 貴自治体として地域の特性に応じた受動喫煙防止条例を早期に制定すること。

平成30年1月24日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第2号

県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情書

私達は20年前より県民の健康保持増進のため、タバコ問題の解決を求め活動している団体です。今般、県民を喫煙の被害から守るために千葉県受動喫煙防止条例（屋内全面禁煙）の制定を希望し、貴市議会から千葉県に対して意見書を提出頂きたく陳情をいたします。

喫煙の健康障害については既に医学的にも立証され、厚生労働省や県民市民の健康増進対策を推進する行政等においても認識されています。特に、受動喫煙の問題については、「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから早急に防止対策が強く求められています。

しかし、2003年に施行された「健康増進法」（法25条－受動喫煙の防止－）を改正し受動喫煙防止の強化を図るための厚生労働省案が、2017年の通常国会での法案提出が見送られてしまいました。県内の飲食店等のサービス産業で働く労働者や利用者、また、自ら受動喫煙から身を守る事の出来ない子ども達の健康も守る為に、千葉県受動喫煙防止条例の制定が強く望まれます。

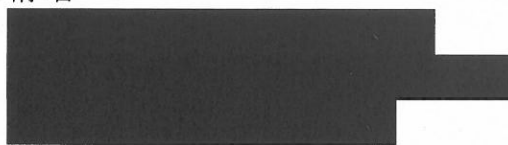
また、千葉県内では2020オリンピック・パラリンピックに際し、計8協議の開催が決まっています。オリンピックについては、国際オリンピック委員会（IOC）が1988年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降、会場の内外が禁煙化されました。さらに、2010年にはIOCと世界保健機関（WHO）とで「たばこのないオリンピック」の合意がなされ、以来、競技会場だけでなく、開催国（開催都市）では飲食店を含む屋内施設を全面禁煙とする法律や条例が整備されてきました。

加えて、千葉県内には日本最大の国際旅客数である成田国際空港があり、多くの海外からの訪問者を、「タバコ使用のない快適な環境」でお迎えする「おもてなし」をすることが、千葉県民の日本国民への責務であると考えます。

これらのために、千葉県受動喫煙防止条例を早期に制定する必要があります。貴市議会として「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」を千葉県に提出頂きたくお願い申し上げます。

平成30年1月24日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様